

# 長崎県防災推進員制度の重要性に関する論考 — 委嘱後の実践的役割と公益活動の意義

公開: 令和5年(2023)12月24日

分野: 防災

分類: 論考

筆者: 神 葵(公益論士)

## 1. はじめに

近年、日本列島における自然災害の頻発および激甚化の趨勢は顕著であり、地域社会における防災力の強化は喫緊の課題と化している。殊に、地理的特性上、災害リスクの高い地域とされる長崎県においては、地域防災体制の一層の充実が不可欠な施策的課題である。

長崎県域では、諫早大水害(昭和32年)、長崎大水害(昭和57年)、雲仙普賢岳噴火災害(平成2年～平成7年)等の過去の大規模災害が、深刻な被害をもたらしてきた。

加えて、近年発生した東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等、全国的に災害発生頻度は高まりつつあり、長崎県においても平素より防災意識の涵養と備えの充実が求められている。

長崎県は、防災体制の構築に際し、県民が自律的に「命を守る行動」を実践可能な体制(自助・共助)の形成を基本方針とし、その一環として防災推進員制度を整備している。

長崎県防災推進員とは、防災に関する専門的知識・技能を修得し、自らと家族の安全確保に資すると同時に、地域及び職場における「防災力」の向上に貢献することを旨とする制度的役割である。

本稿は、筆者が令和5年12月に長崎県防災推進員養成講座を修了し、同月に長崎県より正式に防災推進員として委嘱を受けた経験を踏まえ、委嘱後に期待される実践的役割ならびに公益活動としての意義について、学術的視座より考察を試みるものである。

## 2. 長崎県防災推進員制度の法的・制度的枠組み

長崎県防災推進員制度は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、消防法(昭和23年法律第186号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の法制度的根拠に基づき整備されたものであり、地域の自主防災組織において中核的な役割を担うべき存在として位置付けられる。

長崎県ならびに市町村自治体は、地域防災計画(長崎県地域防災計画)に則り、当該制度を推進し、防災推進員の育成及び支援体制を整備している。

本制度は、民生委員・児童委員制度、保護司制度等とも類似する「補助的行政活動」としての性格を有し、住民参加型行政の一環として構成されるものであり、地域住民の主体的参画を通じた公共性の向上を意図している。

制度上、防災推進員は地域住民への防災啓発、避難訓練の企画・運営、避難行動要支援者への支援活動や避難所の運営協力、災害発生時における地域状況の把握と関係機関・住民への情報伝達、異状箇所の関係機関への報告、災害時の初動対応等、多面的かつ多層的な役割を担うことが求められる。

もともと、制度の実効性は各推進員の資質向上、ならびに推進員自らの自主的・任意的活動の展開に強く依存する。また、地域コミュニティの結束力および自治体による支援体制の整備状況がその実践的效果を左右することは言うまでもない。

### 3. 委嘱後の実践的役割と課題

令和5年12月、筆者は長崎県防災推進員養成講座、日本防火・防災協会自主防災組織リーダー研修、防災士講習、消防庁主催普通救命救急Ⅰ講習を修了し、長崎県より正式に防災推進員としての委嘱を受けた。

この委嘱は、単なる形式的な通過儀礼に留まるものではなく、地域における自主的かつ継続的な防災活動の実践主体としての責務を包含するものである。

筆者自身、委嘱後は、社会活動・公益活動の立場から、防災啓発活動、地域パトロール、災害を想定した社会事業の企画・実施を積極的に展開し、長崎県及び大村市の「防災力」の向上を志向している。

今後は、防災巡回(地域内の状況確認活動)を定期的に取り入れ、平常時から地域の災害リスクや防災資源状況を把握し、有事の際には異状箇所を関係機関へ迅速に報告し、住民への効果的な情報伝達を行う体制づくりを計画している。

一方で、委嘱後に名誉的・形式的称号に留まり、制度本来の理念が形骸化する事例も看取される。

これは、推進員の活動意欲や資源面での不足、ならびに制度的支援体制の未整備等に起因する課題である。

このような課題の克服には、継続的な研修制度の充実化、ICTを活用した情報共有の促進、若年層を含む多様な人材の参画促進、さらには自治体と地域住民との協働体制の強化が不可欠となる。

### 4. 社会活動・公益活動としての長崎県防災推進員の意義

長崎県防災推進員の活動は、公益的社会活動として、地域社会の安全・安心の確保に資するものであることが期待されている。

推進員は、住民の防災意識の涵養ならびに災害時における迅速な対応体制の構築において、極めて重要な機能を担っている。

筆者は、公益論および公益学的視座から、長崎県防災推進員の役割を「公共善への主体的奉仕」として位置付けている。

委嘱後の不断の学習および自主・自立型の地域連携に立脚した実践的活動は、地域社会のレジリエンス(回復力)向上に不可欠の要素といえる。

防災訓練の企画運営、地域パトロール、防災啓発イベントの開催等を通じて、公益活動として地域防災力の強化に資することが求められる。

## 5. 今後の展望と提言

今後の制度運用における主要課題として、以下の諸点を指摘することができる：

1. 研修制度の継続的充実ならびにフォローアップ体制の確立
2. ICT活用を通じた情報共有の促進と地域連携体制の強化
3. 若年層を含む多様な人材の参画促進
4. 自治体と地域住民、ならびにNPO団体等との信頼関係の構築と協働の推進

これらの方策は、災害対策基本法の理念に則り、長崎県地域防災計画との整合性を保ちながら推進されるべきであり、地域防災力の持続的向上を目指すために、学術研究と実務との有機的な連携が今後いっそう求められる。

## 6. おわりに

長崎県防災推進員としての委嘱は、単なる形式的・名誉的なものではなく、地域の安全・安心を支える公益活動の責務を伴うものである。

筆者は、今後とも公益論の立場より地域防災力向上に貢献するとともに、委嘱後の実践的意義および課題について広く社会に発信し続ける所存である。

### 参考資料

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

消防法(昭和23年法律第186号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

長崎県地域防災計画(長崎県公式ウェブサイト掲載最新版)

自主防災組織の設置及び運営に関するガイドライン(日本防火・防災協会)

内閣府「防災白書」(最新版)

令和5年度長崎県防災推進員(自主防災リーダー)養成講座募集案内